

各 位

会 社 名	日 本 精 線 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 利 光 一 浩 (コード番号 5659 東証プライム)
問 合 せ 先	総 務 部 長 谷 口 裕 一
T E L	(0 6) 6 2 2 2 - 5 4 3 1

社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第31条および第40条の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および社外監査役の氏名

社外取締役 今泉 泰彦
社外監査役 岩谷 直樹

2. 責任限定契約の締結日

2023年6月29日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

- ①第31条（取締役の責任免除）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- ②第40条（監査役の責任免除）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

2023年6月29日開催の第93期定時株主総会において選任された社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約の内容に合意を得られ、本日契約を締結いたしましたのでお知らせするものであります。

以 上